

通信

◎東京だより

蕭啓、殘寒去りしに非ざるも時には春色漂ひ陽春の近きを覺へ申候、加藤伯の薨去によりて區々に噂されたる内閣の組織も、吾人の主張の如く若槻氏の拜命する所と相成、過去に於て見たるが如き官僚的中間内閣の現出する暇なく比較的迅速に合理的に確定するに至りしことは、我が憲政の進歩と可申、之と同時に政界の惑星と目せらるべき官僚的政治家に對し、一種の悲哀を感じしめたることは近時の痛快事に御座候、唯懸念さるべきは順當に組織されたる若槻内閣の壽命に有之候、蓋し從來の憲政會は加藤伯なる大立物に支配され、黨員は不平不満を忍びながらも伯の傘下



田 中 生

に結合したるもの不韜、今此中心人物を喪失したることによつて其の結合の薄らぎたることは明かに有之、今後は我意を通さむとする者、從來の不遇を打開せむとする者相次いで出すべく、憲政會を倒し現内閣を崩壊に導くものは反對黨に非ずして寧ろ獅子身中の蟲に非ざるかを疑はしめ候、殊に下院に於て多數を占むる能はず貧弱なる第三黨の願使に従はざるべからざる現状よりするときは其の前途餘り永からざるものと推察致候。

世人をして其の壽命を疑はしむる現内閣の下に在る者は、緊張して政務の執行に方らざるべからざるに拘はらず、

近時議會に於ける政府委員の態度を觀るに吾人其の能力を疑はざるを得ざるもの多々有之、在役と服役の區別を速答する能はざりしが如き、貴族院互選規則の性質を解する能はずして後日自説を翻すが如き、又其の甚しきに至りては樺太廳豫算に關する醬油稅法案の撤回を餘儀なくせしめられしが如き、關東廳豫算に於て違算ありしが如き政府委員としての不始末は官紀の弛緩せることを證據立つるものにして吾人の頗る遺憾とする所に御座候、固より是等は天下の大問題とすべきに非ざるを以て是等を理由とし、多忙なる議會に於て徒に人の揚足を取らむとする如き小人の行動は大人氣を失するものとして憐憫に堪へざる所に候得共、是等小人輩をして議場を混亂に陥らしむる如き最も不得策にして吾人は政府委員に緊禱を要求可致候。

今期議會の形勢を決定すべく重大視せられ候所謂稅制整理案は、吾人の期待に反し憲政本黨の妥協に依つて雜作なく解決され候は、國民生活上喜ぶべき現象なるや否やは吾人國民の心に攻究すべき重大事に御座候、憲政會たると在

野黨たるとを問はず此問題に關して從來爲したる聲明を實行し度かりしは勿論の事と存候得共、從來の聲明を實現することに力むるときは解散の浮目に遭遇し、勝算なき總選舉に候補たらざるを得ざる惱を有するを以て心ならずも忌むべき妥協政治が行はれたることと被存候、妥協の結果を計數的に觀るときは地租一分減稅案を中止し自作農地租一千二百萬圓を免除して之に代ふるに義務教育費國庫負擔金を一千萬圓増加したること、約言すれば減稅中止に依つて得べきものを負擔金に振り向けたるに過ぎざるものに候得共、此ことが政策を生命とする政黨の價値を國民に判斷せしむる好資料として吾人の指摘する所に御座候、先ず之を憲政會が在野當時に掲げ主張したる政策に對照するに、國家の基礎と爲るべき農村の衰頹を救濟するの急務なるを叫び、之が手段として農村に對する負擔の輕減を圖るが爲、地租輕減に關する法律案を提出したるは近く第四十六議會のことと有之候のみならず、今期議會に於て地租を輕減するは大正十二年に於ける營業稅減稅の權衡上當然なりと爲し

たるに拘はらず其の舌根未だ乾かざるに其の政策を放擲したるは政黨の政策とは何を意味するものなるやを疑はしめ申候、殊に從來政友會の爲したる放漫なる財政政策を責めながら、這般の妥協に依りて十六年度義務教育費負擔金を尙一千萬圓増額することを明言したるが如きは、理關諸公に政治道德の有無と政治的良心の存在を疑はしめ申候、或は時勢の變遷大震災の影響に依りて從來の聲明を變更するの已むべからざるに至りしと言ふも、以て今期議會に於ける聲明を打破るの理由とは相成不申、殊に大震災に依る出費に對應しては國防費に多大の剩餘を觀つゝある今日に於て、其の言の當らざるは明かに有之、其の言ふ所不誠意の極と可評候。

政友本黨にしても主義政策の一致に依つて行動すること宣言したる同黨が、纔に自作農地の地租免除と國庫負擔金の増加の爲に從來の關係を放棄して迄憲政會の爲に忠ならざるべからざる所以は、畢竟解散を恐るるの致す所に外ならず、殊に國庫負擔金も其の自説を貫徹する能はず、財源

を示さず唯だ十六年度に於て増加すべき聲明に信賴して妥協を敢てし、農村の救済を主張しながら地租一分減を廢止せしめたるは吾人の斷じて許さざる所に有之、地方農民は憲本兩黨の此態度に付深く覺悟を要する義と存候、憲本の妥協にして此くなる以上、少數黨たる政友會の主義主張は假令善政なりとするも、唯だ叫ぶだけの看板に外ならずして吾人の實際生活には餘り影響無之、唯だ絶叫するだけとせば謂ふべき所堂々たることを要すべきに拘はらず、年來固持したる地租委譲に關しては之に代るべき適當なる財源を示す能はずして濱口藏相に一撃せられ、教育費國庫負擔に付ては地方的關係を考慮して憲本兩黨に引ずられたるが如き不用意に徴するときは之も亦餘り信を措くべきものに非ざるかと存候。

此妥協に付爲したる政黨の態度は吾人の採らざる所なるも、之に依つて得られたる結果は農村の負擔に如何なる影響を來すべきやは更に攻究を要することに有之、田畑地租一分減を中止して九百六十萬圓を得之に代ふるに國庫負擔

額一千萬圓を増加することは四十萬圓の負擔を輕減すること
に可相成候得共、義務教育費國庫負擔法に示す標準に依
り、全國市町村に一律に交付すべき金額と、主として町村
に特別に交付すべき金額との比を觀るときは、前者は六後
者は四の割合なるを以て、田地租一分減に依る九百六十萬
圓を割當つるときは一律交付すべきもの約六百萬圓にして
此一部は自作農をして都會民の負擔を輕減せしむることに
可相成、此く目的の不合理を敢てしながら尙農村の負擔を
輕減したりと爲すが如きは、餘り兒戲に類するものに非ざ
るかと被存候のみならず、教育費の負擔に依つて生すべき
地方の負擔餘力を制限する所なきを以て、地方は必ずや之
を利用し財政の膨脹を圖るべく憲政會が從來の政策を放棄
して政友本黨の主張に降服し其の言ふが儘に爲したる妥協
も遂に吾人をして負擔加重の苦痛より脱せしむる能はざる
は遺憾至極に存候。

税制問題の解決に依りて漸く議會の難關を切り抜けたる
とき、又鷓ひ來りし一難關は鐵道豫算に有之候、政府の言

ふ所は年來放漫に流れたる鐵道特別會計を整理し、從來の
經營方針を根底より刷新するの急務を認めたるを以て、其
の一段として鐵道敷設法を改正し下諏訪鹽尻間鐵道を追
加し、他の新規線三線と共に十七年度以降二十年間に至る
四箇年間に新設せむとするものに有之、敷設法を改正して
迄も之が實現に力むるは所謂經濟線主義に依りたるもの
由に有之候、固より自動車の發達を考慮せずして樹立され
たる鐵道敷設方針は早晚改定を要すべきは勿論のことには
之、又不經濟的なる地方支線を濫設するが爲に、鐵道益金
を以てするも尙公債利子と改良費とを支辨する能はざる現
在の經營方針を改むるの急務なることは、吾人も亦贊成す
る所に有之候得共、其の根本的の改定案を秘して其の一部
に屬する一線のみを追加せむとする如きは、之を黨派的に
觀察さるゝも亦無理からざる義に有之、仙石鐵相が例の妥
協手段に訴へて本案の成立に力めたるも、政本二黨の爲に
否決されたるは少數黨内閣の悲哀を感ずると共に、我が鐵
道政策が一時的の思附きに依つて變革せられざりしことを

喜ぶものに御座候、併しながら政府趣旨の存する所は吾人も亦望む所なるを以て更に案を具し、現時交通の實情に徴して根本的の刷新案を得、次期の議會に提出せむことを希望致候、本案が否認されたることは政府の鐵道刷新方針を否認すをものとし仙石鐵相の辭職を傳へられ首相は之を慰撫したるやに承候、固より吾人は氏の留任を希望するものに無之候得共案其のものが鐵道の根本的改造に非ずして其の一部に過ぎざる以上は餘り重大問題とも言ひ難く、又多衆政治に於ては氏が一徹氣に省内を支配するが如き容易なものに無之、政府の提案が何等の修正を受くることなく議會を通過するものと心得る間違に有之候に付、辭意を漏すが如き輕舉は憲政會の爲愼みて然るべきことに非ざるかと存候。

世の安定を期すと言ふ題目の下に妥協是れ善政と心得る憲本兩黨も、關稅定率法中改正案に關しては意見を異に致居候得共、近時兩者の交渉に依つて見解の異なる範圍は米小麥等の主要農産物に對する稅率に限局せられ候、政府の主

張する所に依れば米小麥等國民の主要食料品に重き關稅を賦課するときは國民生活の負擔を重からしむること、爲り社會政策上探るべきに非ずと言ふに有之、本黨は之に對し是等關稅を引上ぐることは農村の振興を期する所以なるを以て讓歩するを得ずと爲し夜店商人の如く一圓五十錢否な一圓と申居候得共、國民の總てが農民に非ざるのみならず引上げに依る市價の騰貴は、其の利大農に歸し小農は却つて生活上の脅威を受くるは見易き理に有之、殊に都會居住の中産階級者以下の多數に對し、社會政策を用ふる急務なるるとき本黨の主張は無理なる義と被存、吾人は政府案に贊同するものに御座候、稅制の整理に敗れ關稅定率法に又讓歩することありとせば憲政會年來の主張も一片の反古と化すべく健闘を祈りて己まざる次第に御座候。

此妥協に胚胎して早くも憲本聯立内閣の議さへ論議せらるゝに至り候は何となく國民を馬鹿にしたる心地致候、議會に少數を擁する政黨が内閣を維持組織するの困難なるは今に始まりしに非ずして加藤内閣成立當時より覺悟の上の

こと、言ふべく、此困難を切抜けむが爲には議會を解散し其の主義政策の良否を國民に問ふことが最も必要なる所なりしに拘らず、憲政會は將來の大を圖らず此議會を無事に通過することに汲々とし、主義政策の實行に不透明なる態度を持する政友本黨と研究会に秋波を送り遂に妥協したるは、苦節十年長き歴史を有する同黨の爲に惜しむと同時に

棄去せし加藤伯の本意に非ざりしことを想ふや切なるもの有之候、若し聯立内閣が目論まれつゝありとせば更に此想を深からしめ、再び政友會と協調したるの愚を繰返し國民嘲笑裡に少數黨は更に少數と爲るべきは自明の理に有之候に付、議會終了後に於ては黨員を以て内相に充て隠退の聲高き鐵相の意を容れて之を補充し、文相法相等の交遊を行つて純粹なる憲政會内閣を組織したる上、政策本位に立脚して來るべき議會を解散するこそ現下憲政會の探るべき唯一の途に非るかと存候、政友本黨も亦妥協政治の行はれたる舊時の政界を夢みることなく、不透明なる態度を革めて聯立内閣等の思想を排するに非ざれば黨員は四散し、政憲

聯立内閣破裂の場合に於ける政友會の轍を踏み竟に九州だけに立脚する政黨と可相成に付其の抱ける思想と態度の改革を希望する次第に御座候。

既成三大政黨の態度に倦厭たるのとき、曩に政友本黨を脱し假裝的に組織されたる同交會が政友會と合同致候ことは、現時の既成政黨が墮落の極に在ることを物語るものにして生きんが爲の恥晒しと可申候、政黨墮落の現象に耽溺せる者は同交會が當然の筋書を實現したるに過ぎずと評し居候得共、在野大政黨を以て自任する政友會が其の合同の覺書に於て兩黨の主義政策は一致し云々と言ふに至つては沙汰の限りと可申、主義の不一致を理由として政友會を脱し本黨を組織したる者が、又之を脱し假令假裝的にも一派を組織し二月を出でざるに今降を政友會に乞ふに至つて、過去を語るをやめ將來の幸福を増進するが爲に同交會を迎へたりと爲す如きは徒に頭数を蒐むるの急に出でたる遁辭に外ならず候、同交會今日の自墮落な行爲を爲すに至りしは巨大なる舊時の政友會の再出を夢見るも本黨に其の望な

く、比較的多数を擁する政友會に走り憲政の百六十四に對し百六十を以て抗せば次期の内閣を獲得する容易なりと認めたるに由るべく、其の心事の陋劣を憐むと同時に世は同交會の思ふが如く儘ならざることを忠告致度候。

兎角の批評ありし都制案も議會の模様を斟酌したる上に於て提出するやに承り候其の内容に付探聞する所に依れば現在の東京府を以て都と爲し、親任官待遇の官選都長官を置き其の下に官選の次長局長を配し、現在の府市會議員に代ふるに都會議員百二十五名を置き都會及都參事會の制を設け、區の組織は區長を公選としの其區域は勅令に依りて指定する由なるも、現在の東京市の區は其の儘と爲し、隣接五郡は人口地勢等に依り大體八區に分割し、三多摩は町村制を施行して都の直轄とし八王子市は現在の如く市制を施行し、警察權は現在の如く警視廳をして管掌せしむる趣に有之候、之に依れば都内にも市制及町村制の施行せらるゝものありて府と東京市との容合機關が生じたる譯に御座候、之に對しては各種の非難を受け、或者は都區域の形大

なることを責め選舉地盤の關係に依りて此く決定したるが如く申居候得共、都の區域は東京市の生存に必要な範圍に限るべきものにして、原案は大體に於て現行都市計畫區域に都制を施行し、其の他の地に對しては市制町村制を施行するものにして適當なるものと被存候、唯だ遺憾に堪へざるは都長官以下局長までを官選にしたることに有之、之が著しく時代に逆行することに御座候、夫れとも都長官に警察權を附與する儀に候は、或は忍ぶべしとするも、依然警視廳をして警察行政を執行せしむる以上は一層理由なきこと、相成、我國自治の制度が明治三十二年に廢止された特別市制時代に逆行したる感有之候、區の措置に付ても現在通り其の人格を認め、區長を公選とするが故に都長官は必ずや區長を統御するを得ずして區は遂に其の自治能力を以て都に對抗するに至るべく、都民の均一的發達を期する能はざるは明かに有之候、之を要するに市が財力其の他手腕能力に於て府縣知事の監督を受くる必要なしとして主張したる都制案が今回の主張に依りて市の基本的價値を失ふ

結果を招來し遺憾に不堪候、都制案が此の如き運命に陥りつゝ在るにも拘はらず、東京に眞似せむとする大阪京都が同一の舉に出でむとするは吾人の解する能はざる所に有之。何故に二重監督離脱の特別法案を提出せざるやを怪む次第に御座候。

郡役所の廢止に關しては曾て本誌に於て申述候通り、現時の地方事情に適合せざる施政として吾人の極力反對したる所に有之候處、地方政務に精通するの聞えある政友本黨が例の妥協手段に禍されて賛意を表し問題は目下貴族院に於て論議され居候、主として地方長官の經驗を有する議員が何れも反對を表明致居我が意を強からしむると共に是等の議員に依りて二院制度の効果を擧げしめ度ものと存居候、殊に樞密院が反對の意を表したる趣に付或は郡長に代るべき支廳長を適當の地に置くことに依りて解決するに非ざるかと被存、幸にして支廳長を設け地方事務官をして之に方らしむることに相成候はゞ、其の實質に於て現在の郡長を整理するの結果と相成、現内閣が誤つた提案を爲し遂

に適當なる郡長整理案を得たるものと可申怪我の功名と評すべく候。

帝都の惡路に就ては毎度通信したる所、此道路上に於ける交通の危險は看過するを得ざる人道上の問題にして、警視廳交通課も交通取締規則を改正し之が危險防止に力め居候、然るに近頃は一名文明病とも申べきか、交通の危險より生ずる精神病者増加したる趣にして同廳衛生部に於ては目下之が病理の研究に没頭致居候、併しながら如何に研究しても公衆の通行すべき道路を改良するに非ざれば其の病根を艾除する能はざること、被考候、殊に近時は街路設備の不十分なるを利用して街路上に於ける強窃盜を始め其の他不祥事頻出するの狀況なるを以て、是等の犯罪を助勢するは畢竟街路照明燈の設備不十分なることに鑑み、東京市復興局警視廳の關係者が會合し之が對策を攻究中の由に御座候、當局の談する所に依れば、現在市内の公設街燈は特殊の道路橋梁公園に施設するもの僅に二千四百燈内外に過ぎず、此他軌道九十五哩の電車站に施設したる電燈約一萬

簡、其の他は私人の施設する街燈の外門燈軒燈廣告燈に外ならざる趣に有之、街路の暗黒なる想像外に御座候、今回は公私各種の照明設備の不統一不規則なるを矯め、市は年額百萬圓を投じて百燭光五萬個を施設する目的を以て計畫を樹立する趣に有之、貧弱なる我が市都財政に大なる計畫を望むことは固より不可能事とは存候得共、セメテ交通危険なる箇所だけにては施設を爲し市民が危惧の念を忘れて安らかに交通することに致度切望致候

本會副會長堀田貢氏兼て病氣の處二月三日を以て他界され、悲哀胸に滿ちて暗涙潜下言ふ所を知り不申候、氏は我土木行政界の恩人にして會て内務省土木局長時代に本會の創立に盡され、其の成立を觀るや理事として奔走至らざるなく、會務の進展今日の如きを觀るに至りしは氏に負ふ所のもの頗る多し、今や調査部の活動漸く盛にして之が完成に關し氏を煩はさざるべからざるもの多々あるの秋、溘然として卒去さる本會の不幸測り知るべからざるもの有之候、今は何をか申すべき讀者諸彦に計報して擱筆致候 敬具

關西旅行雜誌 (三)

— 神明國道改修工事の悲哀 —

阪神國道改修工事の一年繰上げは山縣名長官の妙案で、至極尤もなやり方であるが、之を理由として折角樹立せられた、神明國道改良費の繼續費豫算が、三年も繰延べられた。一年繰上げに要する豫算額と繰延べの豫算額とは同額ではない、後者は前者の數倍に達してゐる、道路政策をやかましく言つてゐる兵庫縣でさへ此の體たらくである。他府縣は推して知るべしだ。垂水附近に切角施行されてしまつた鋪裝工事も大正十九年にならなければ鋪裝の眞價を發揮することが出来なと思へば瀝青混凝土が氣の毒な感がある。(た)